

平成28年（2016年）10月6日
総務委員会 資料
経営室 経営担当

学校法人タイケン学園に対する対応について

1 これまでの経緯について

平成22年、区は桃丘小学校跡施設を『若い世代の表現活動者や団体が育つ場とする。』という施設活用内容を示し、事業者公募をおこなった。この公募の結果、学校法人タイケン学園を事業者として選定し、当該施設を貸出すこととしたところである。

平成23年、区とタイケン学園は、当該施設における実施事業を定めた『桃丘小学校跡施設活用に関する事業に係る基本協定書』（基本協定）および賃貸借契約書を締結した。その後、タイケン学園は基本協定に則って事業を実施していたと区は認識していた。

区は、プロポーザル、基本協定、賃貸借契約書のいずれにおいても、まちづくり事業を行うため、期間を5年間とすることを明示しており、タイケン学園も基本協定の趣旨を十分に理解し、5年で退去する旨了承していた。しかし、突然、本年3月に区に対し施設を9月以降も継続する旨を主張してきた。

2 基本協定および賃貸借契約の解除について

今般、タイケン学園による基本協定および賃貸借契約にかかる複数の重大な違反行為が判明した。このことにより、区は当該基本協定および賃貸借契約については、8月19日をもって解除するとともに、施設の明渡し及び損害賠償金を支払うよう通知したところである。

3 今後の対応について

現在もタイケン学園は本施設を占有し、施設の明渡しに応じない状況である。区は、施設の明渡し及び損害賠償を求める訴えを裁判所に提起することを準備している。